

平成24年9月25日  
在ルクセンブルク日本国大使館

「ルクセンブルクにおける冬季気象状況下での冬タイヤ着用の義務化」について

標記の件につき、9月14日付発表があったコミュニケの概要は以下のとおりです。

〈概要〉

- 2012年10月1日より全ての車両（※1）は冬季気象状況（※2）下において冬タイヤ（※3）を全輪に装着することが義務付けられる（9月10日付規則）。

※1 バイク、トラクター、冬タイヤが製造されていない特殊車両は除外

※2 路面凍結、積雪（みぞれ状含む）等が発生する気象状況

※3 「M+S」または「M. S.」或いは「M&S」の表記があるもの

- 本規則に違反した場合は、74ユーロの罰金が科せられる。
- 本規則は、単なる通過等であったとしてもルクセンブルク国内を走行する全ての車両に適用される。
- 9月17日より、国内居住者、国外居住者、通過者に対し、本規則周知徹底のため、ラジオ、インターネット等を通じた広報が実施される。

（了）